

# 『ベトナム物流・輸出入事情』



SANKYU (VIETNAM) CO., LTD. 廣田 弘毅

# SANKYU

機密・専有情報 山九株式会社による個別の明示的な承諾を得ることなく、この資料を使用することを固く禁じます。

1. 山九ベトナム事業紹介
2. ベトナム港湾・空港の紹介
  - ・ベトナムの港
  - ・ベトナムの空港
3. ベトナム物流の紹介
  - ・国内輸送
  - ・国境輸送
  - ・ベトナムの保税ビジネス
4. ベトナムの通関制度
  - ・免税、減税制度
  - ・その他 中古機械輸入規制

## ベトナム山九グループ会社概要

### SANKYU (VIETNAM) CO., LTD.

設立 2004年12月1日  
資本金 USD7,700,000  
出資者 SANKYU SOTHEAST HOLDINGS 100%  
代表者 向坂 和敏

事業種目 **1.ロジスティクス事業**  
海上・航空輸送フォワーディング  
通関代行  
倉庫(一般・保税)、コンテナ・トラック陸上運送  
**2.エンジニアリング事業**  
エンジニアリング(プラント工事・機械設備据付、メンテナンス)  
**3.オペレーションサポート事業**  
工場内物流サービス

ベトナムにおいては1995年の駐在員事務所設立から約20年歩み続けております。2000年代にお客様のニーズが高まり、現地法人を設立。機工事業を中心に展開する100%出資会社と物流事業の合併会社の2社体制でスタート。外資規制の緩和により2018年に山九グループ100%出資会社である山九ベトナムに事業を一本化。山九グループの特徴である物流・機工・オペレーションサポートを組み合わせた“ユニーク”なサービスを提供しております。

日本人社員 :10名  
ナショナルスタッフ社員:約400名



## 海上・航空貨物輸送サービス

・世界187カ国817都市のネットワーク(WCA 国際物流アライアンスメンバー)



・SBY[サンキュウビジネスゆうパック] (日本郵便との提携商品)

・危険品等の特殊貨物もお気軽にご相談ください

(IATA DG資格保持者複数名常駐)

・FCL/LCL対応SANKYU B/L発行

・山九グループのネットワークを活かした、複合一貫輸送を実施

・日本～ホーチミン(一部地域)・ダナン(一部地域)・ハイフォン向け  
自社混載便サービス好評実施中



## 通関代行サービス

- ・自社員により通関対応。迅速・確実な通関を提供
- ・ベトナムへの固定資産等の免税申請代行
- ・工場様の輸出製品用輸入材料の管理コンサルティング
- ・化学品等の輸入ライセンス申請代行

## 重量物輸送・プロジェクトカーゴ

- ・豊富な経験に基づく、納期日程管理
- ・ベトナム国内オーバーサイズ、重量物輸送の取扱い
- ・エンジニアリング部門との連携、一貫施行体制

## ベトナム国内輸送サービス

- ・自社トラック多数
- ・全トラックにGPS装置完備
- ・工場間ミルクラン実施
- ・南北内航船手配





## 倉庫サービス

- ・ベトナム南北に自社倉庫保有。
- ・保税倉庫を使用したVMI・バイヤーズコンソリサービ
- ・日本人担当を配置したきめ細かい対応

### 北部 Sankyu Hai Duong Logistics Center

#### 【拠点所在地】

Tan Truong Industrial Zone, Cam Giang Dist.,  
Hai Duong Province Vietnam  
Tel:+84-(0)320.3570095  
Fax:+84-(0)320.3570093

#### 【倉庫仕様】

- A) 鉄筋コンクリート造
- B) 平野建て(1階)高床式タイプ
- C) 敷地面積 : 134x154= 20,636m<sup>2</sup>
- D) 倉庫面積 : 10,408m<sup>2</sup>  
一般倉庫 5,384m<sup>2</sup> / 保税倉庫 5,024m<sup>2</sup>
- E) 耐荷重 : 2.5Ton/m<sup>2</sup>



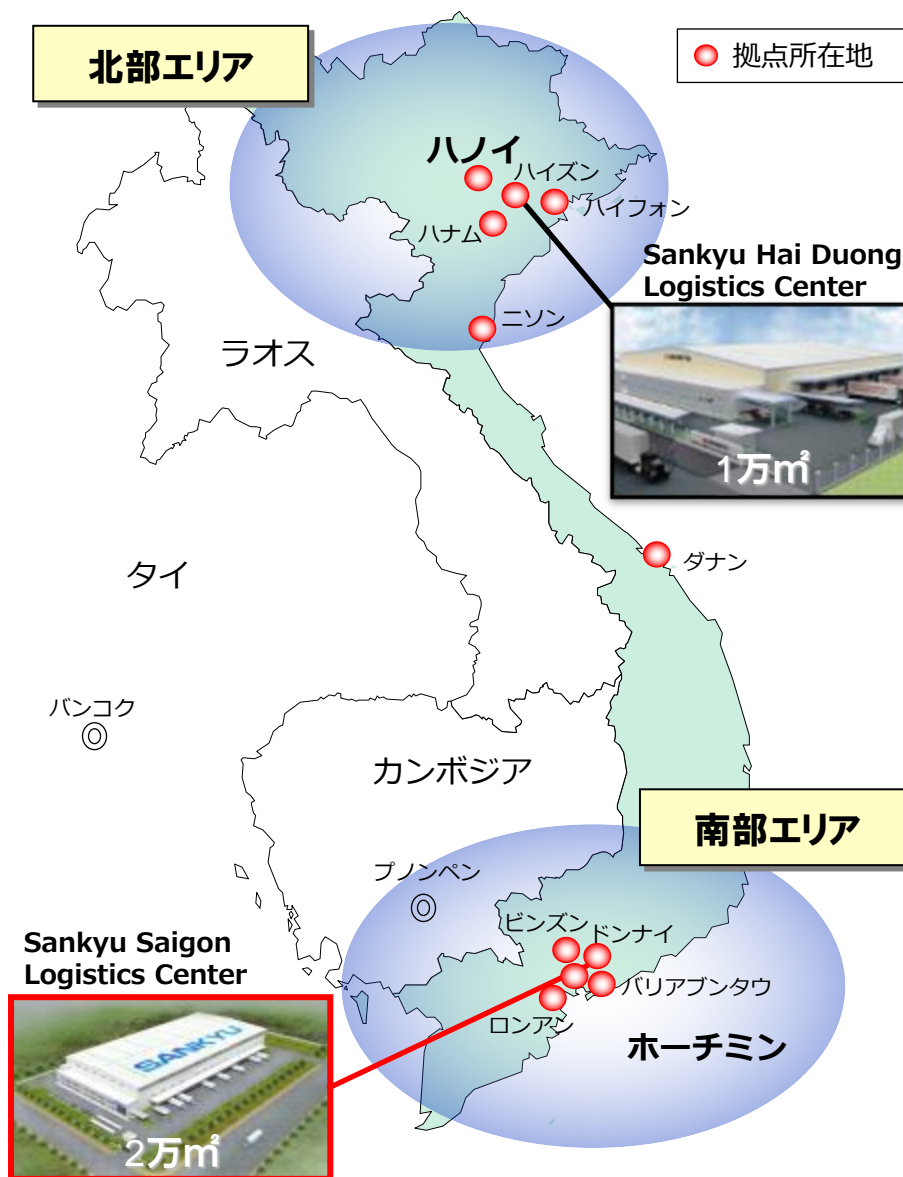
### 南部 Sankyu Saigon Logistics Center

#### 【拠点所在地】

Nhon Trach 3 Industrial Park Phase II,  
Nhon Trach Dist., Dong Nai Province Vietnam  
Tel:+84-(0)61.3566.211  
Fax:+84-(0)61.3566.214

#### 【倉庫仕様】

- A) 鉄筋コンクリート造
- B) 2階建て、高床式タイプ
- C) 敷地面積 : 226x135= 30,510m<sup>2</sup>
- D) 倉庫面積 : 20,388m<sup>2</sup>  
一般倉庫 10,194m<sup>2</sup> / 保税倉庫 10,194m<sup>2</sup>
- E) 耐荷重 : 3Ton/m<sup>2</sup> (1階)、2Ton/m<sup>2</sup> (2階)



## 設備据付・プラント建設

- ・機械の据え付け工事を始め、土木・電気・計装工事の分野でも、お客様から高い評価を得ております。
- ・設備の構造・操業・保全までも熟知し、一貫した責任施行により要員体制の簡素化と安全管理の一元化、トータルコストの削減等のメリットを提供。
- ・鉄鋼、石油化学をはじめ、産業機械、環境関連、医療関係、食品関連など幅広い業種で実績を蓄積。
- ・小型設備の荷下ろし・開梱、搬入から大型プロジェクト案件までお引き受けいたします。



## SDM(シャットダウンメンテナンス)

- ・お客様の大規模定期整備補修工事対応
- ・圧倒的な作業動員力
- ・プラントの生産管理、法規検査に合わせて計画的なメンテナンス提案
- ・ベトナム国内でも安定した安全・品質・工程管理を提供



## 設計・調達・製作

- ・各種プラント機器や配管、鉄骨構造物、搬送設備等、山九を含めた豊富な提携調達先にて製作納品いたします。
- ・最先端の技術を活用し、厳格な品質管理・工程管理のもとに製作加工致します。



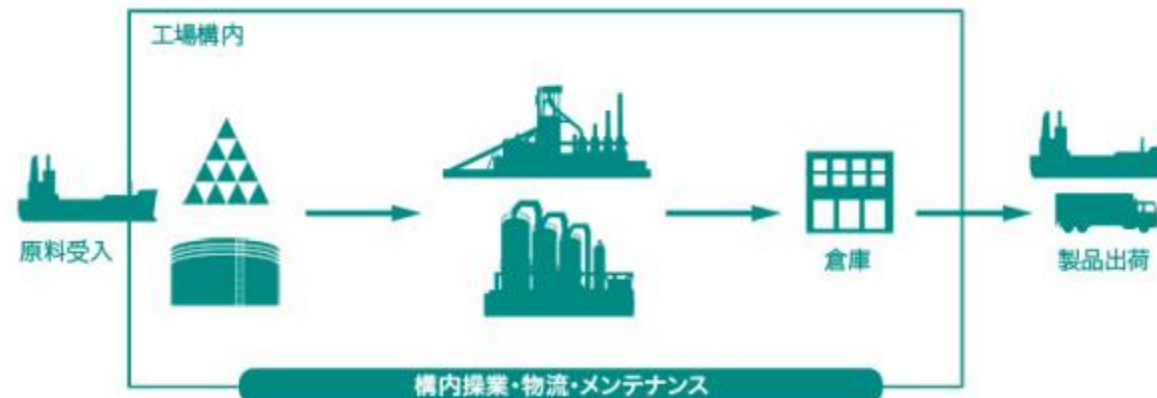
## 工場構内物流サービス

- ・工場構内の資材・製品輸送、ライン操業、工程管理、倉庫管理
- ・お客様プライベートバースでの港湾荷役
- ・各作業部門で高度な専門技術を発揮し、自社設備機材を導入した「効率・安全・環境」といった高機能サービスを提供
- ・原料受入れから製品出荷まで一貫したサービスをご提供いたします。
- ・合理化の提案によるコストダウンを数多く手掛けています。  
(省力機器開発、システム化、レイアウト改善、包装容器改善、等)



## 常例設備メンテナンス

- ・鉄鋼化学業界を中心に東南アジアでの工場内一括メンテナンス多数
- ・安全操業と効率化を両立
- ・設備診断、EPC、溶接技術、回転機技術を柱とした技術支援
- ・継続的な改善によるメリットの提供



---

## 2. ベトナム港湾・空港の紹介

- ・ベトナムの港
- ・ベトナムの空港





# ベトナムの港湾：北部ハイフォン港、ラックフェン港



**カイラン港**

**ラックフェン港**  
水深14mの大深港(大型船の寄港が可能)  
国際大水深港を建設するとともに周辺インフラを整備する計画が進行中。  
I期：第1埠頭、第2埠頭(2018年5月運用開始)  
II期：第3埠頭、第4埠頭(2025年開業予定)

**ハイフォン港**  
1876年開港。ベトナム北部の主要港。  
紅河(ソクイ河)支流のカム川沿いにターミナルが並ぶ。  
内陸の首都ハノイからは約120km。



## リエンチュウ港

当初2020年稼働予定だったが、  
現在工事停止中。

2期工事：2025年～2030年 当初開業見込

3期工事：2030年～2045年 当初開業見込

## ダナン港

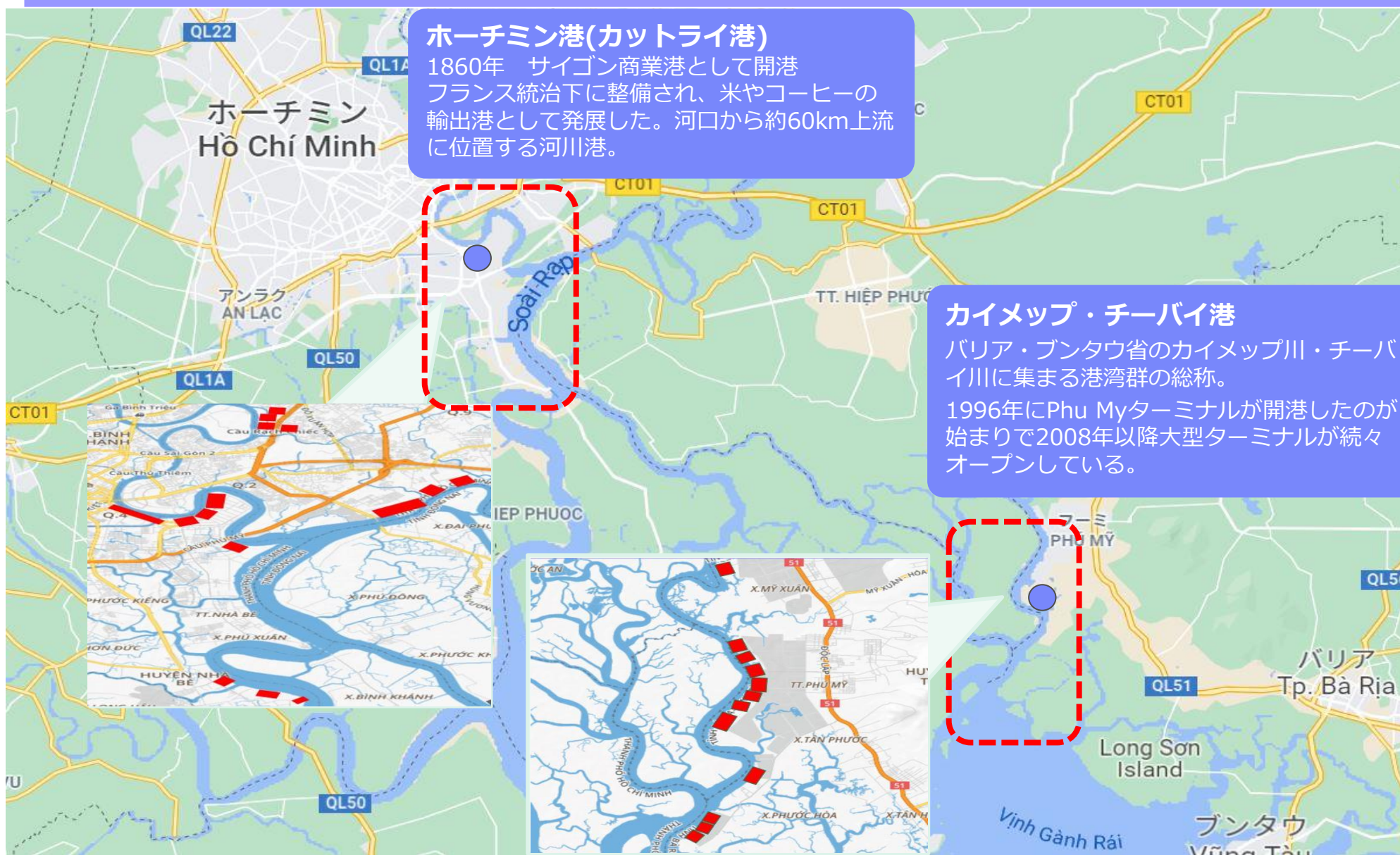
当初は河川港だったが、拡張によりダナン湾沿岸部にターミナルが建設されたことで、外洋と直接アクセスできるようになった。

それに伴い観光目的の港から、国際貿易港へと発展した。



・中部地区の課題  
ダナン北部・南部への進出案件増加中  
北側 フエ港、南側 クアンガイ港があるが、  
バルク船がメインとなっている為、  
コンテナ輸送については、ダナン港利用が必要。

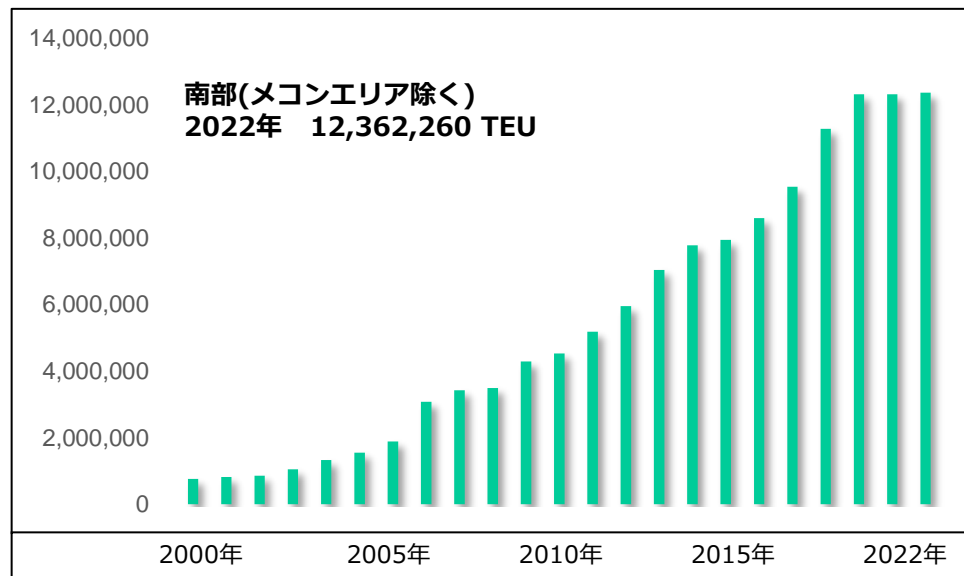
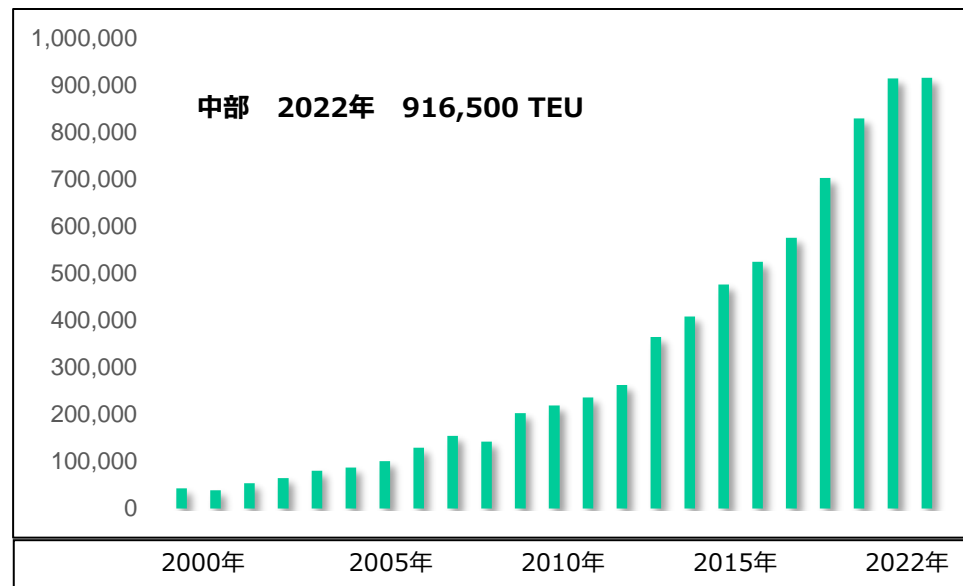
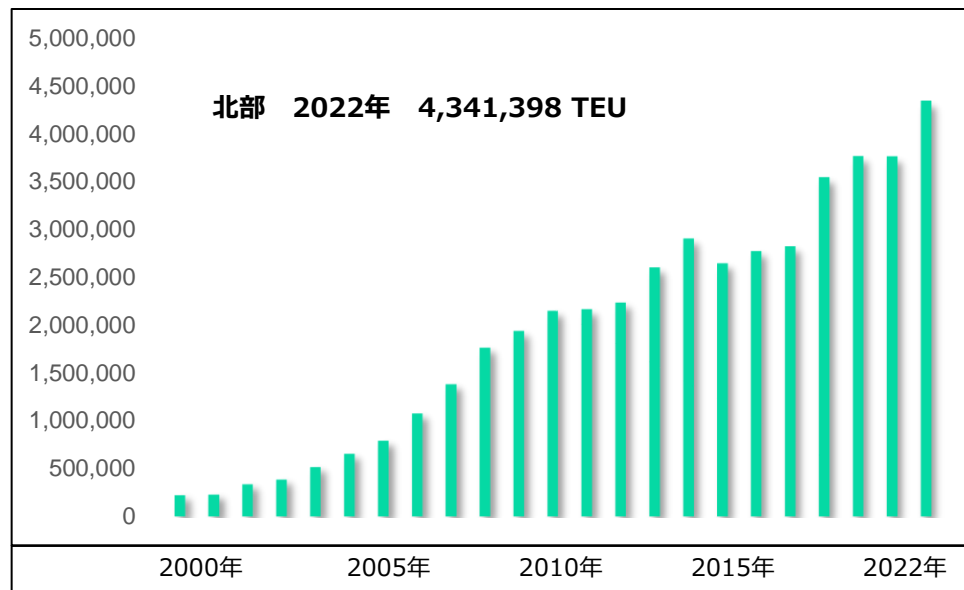
# ベトナムの港湾：南部カットライ港、カイメップ港



**ホーチミン港(カットライ港)**  
1860年 サイゴン商業港として開港  
フランス統治下に整備され、米やコーヒーの  
輸出港として発展した。河口から約60km上流  
に位置する河川港。

**カイメップ・チーバイ港**  
バリア・ブンタウ省のカイメップ川・チーバ  
イ川に集まる港湾群の総称。  
1996年にPhu Myターミナルが開港したのが  
始まりで2008年以降大型ターミナルが続々  
オープンしている。

# ベトナムの港湾：コンテナ取扱量の推移 (TEU)



## 参考：2022年日本港湾コンテナ貨物取扱上位10

1位	東京港	: 4,931,841 TEU
2位	横浜港	: 2,979,595 TEU
3位	神戸港	: 2,890,555 TEU
4位	名古屋港	: 2,680,227 TEU
5位	大阪港	: 2,389,532 TEU
6位	博多港	: 962,682 TEU
7位	那覇港	: 595,239 TEU
8位	清水港	: 551,048 TEU
9位	北九州港	: 488,016 TEU
10位	苫小牧港	: 352,867 TEU



## 北部Noi Bai空港(ハノイ)

- ・ハノイ市街地から約30km北部に立地。  
(交通規制のあるハノイ市街地を通る必要がない。)
- ・2015年1月に新旅客ターミナルがオープン。
- ・サムソン扱いの貨物が全体の3~4割。  
サムソン専用ターミナルも設置済み。
- ・貨物便が多い。



## ①南部Tan Son Nhat空港(ホーチミン)

- ・ホーチミン市街地に立地。  
(市内交通規制があり、日中の車両が制限される。)

## ②ロンタン新国際空港

- ・ドンナイ省に新国際空港を建設中。  
(現在整地工事実施中)
- ・2025年からの運営を予定。
- ・Tan Son Nhat空港との棲み分けが課題。

### 3. ベトナム物流の紹介

- 国内輸送
- 国境輸送
- ベトナムの保税ビジネス



## ホーチミン⇄ハノイ

直線距離 1,100km 道なり 1,800km

高速道路 (自動車専用道路)

現時点ではホーチミン、ハノイ周辺に限定

### 海上輸送 (内航船コンテナ)

- ・ベトナム国内船社により運行
- ・ホーチミン⇄ハイフォン 3日 (出港日含)
- ・ホーチミン,ハイフォン⇄ダナン2~3日 (出港日含)



### トラック輸送

- ・チャータートラックで48時間~60時間
- ・混載便は4~5日
- ・複数のローカル業者が提供



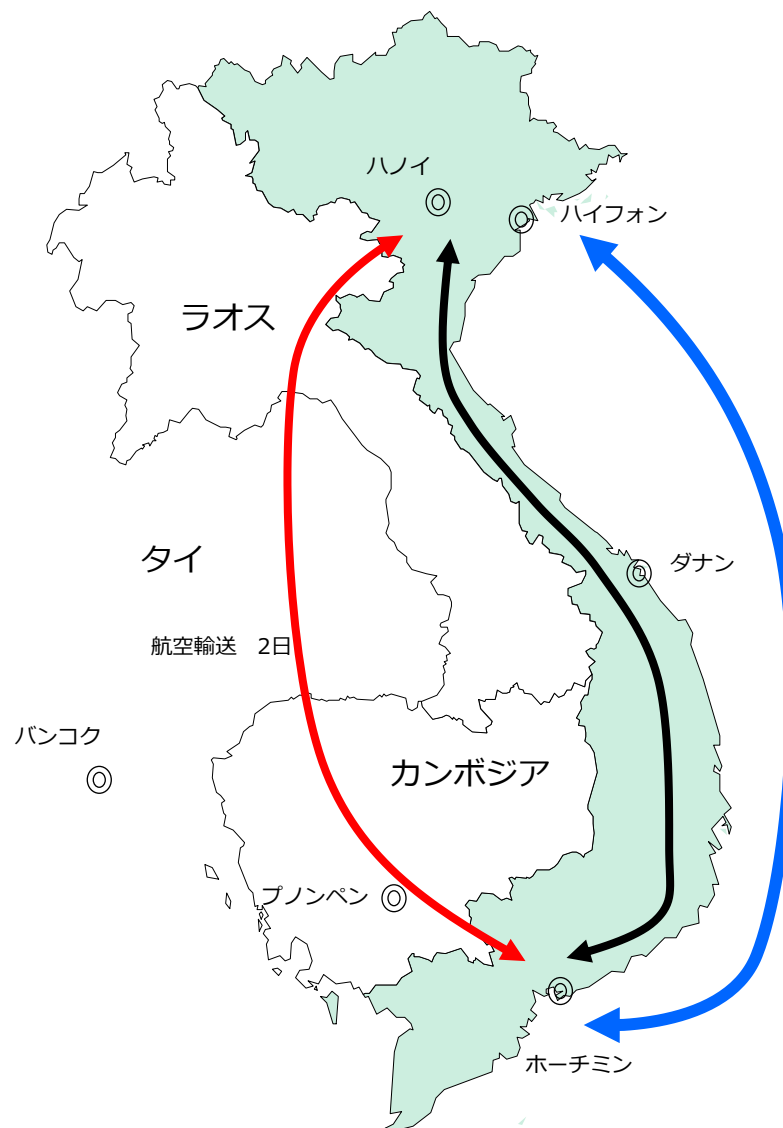
### 鉄道輸送

- ・鉄道輸送自体は30~40時間
- Door to Doorで3~4日
- ・ダメージが多く、品質は高くない



### 航空輸送

- ・Door to Doorで出荷翌日配送可能



## 中国・ベトナム (中越陸送)

- ・ 華南地区⇔ベトナム北部を陸送で輸送。
- ・ 約72時間で華南地区とハノイを結ぶ



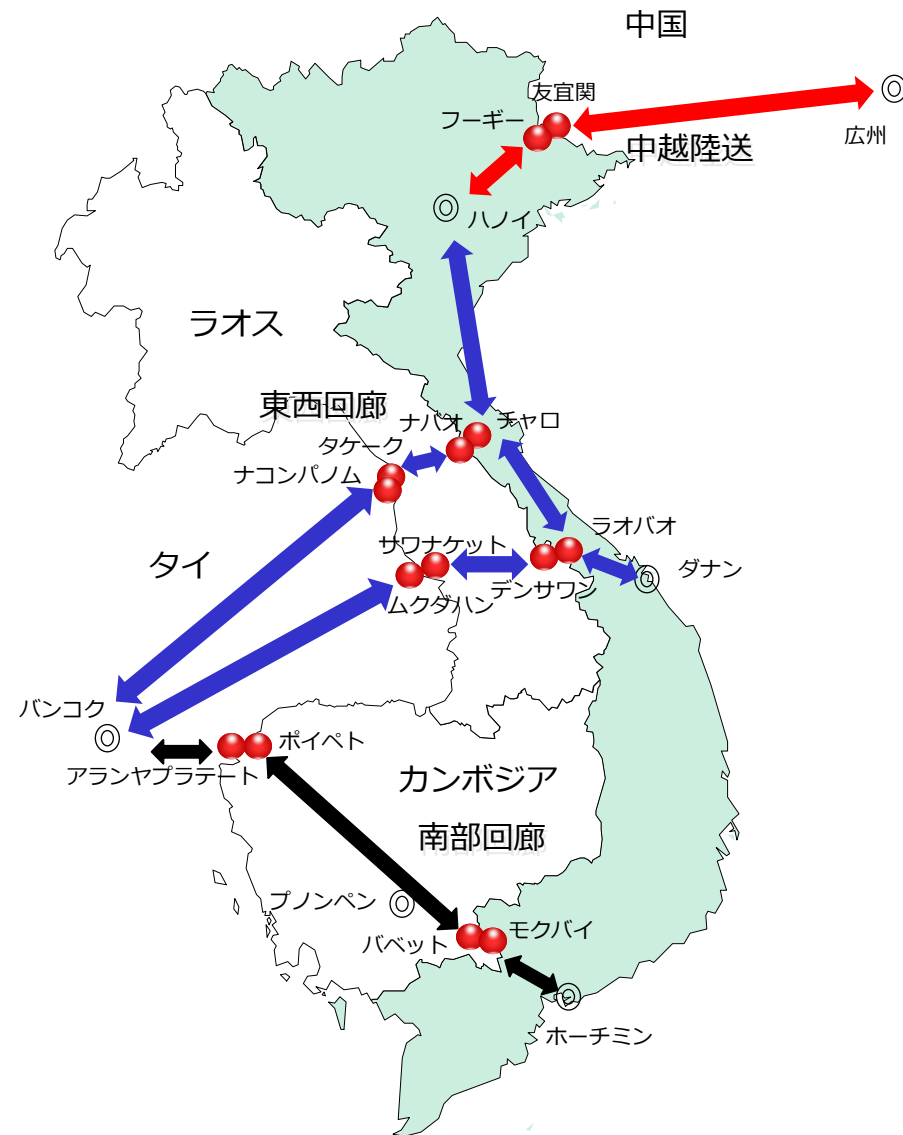
## タイ・ラオス・ベトナム (東西回廊)

- ・ バンコク⇔ハノイ 60時間で輸送。
- ・ 2011年にラオス・タイ国境に第3メコン友好橋がかかり、従来のルートの北側のナコンパノム～タケークを通るラオス国道12号線ルートが活性化している。



## タイ・カンボジア・ベトナム (南部回廊)

- ・ バンコク⇔ホーチミン48時間で輸送
- ・ 2015年4月に日本の無償援助によりメコン川にかかるネアックルン橋(つばさ橋)が開通。それまではフェリー待ちの課題があったが解消されている。
- ・ カンボジア国道1号線&5号線は日本のODAにより整備。複線化等の改良工事を随時行っている。





昆明(Kunming)～ ビエンチャン(Vientiane) 総距離：1,013km (ラオス国内：417km)

所要時間は約8時間。2021年12月に開通。

旅客列車前提だが、将来的に貨物列車運行が始まれば、

現在の経済回廊に加えて新たに縦のラインでの国境輸送ルートが構築できる見込み。

※**バンコクまでの開通を計画**

## ベトナム～ラオス間での鉄道敷設構想



### 【鉄道敷設構想】

- ・ベトナム～ラオス間では、東西回廊に沿うように鉄道敷設が構想されている。
- ・中国ラオス鉄道は、2028年バンコクまでの鉄道敷設が完成予定  
※現状は3.5Kmのみ  
※バンコク～マレーシア方面は停止・凍結中。

## 海外決済を伴う物品の国内移動

海外企業が物品が移動するベトナム企業の間に関税上関わる場合、輸出・輸入通関が必要となる。

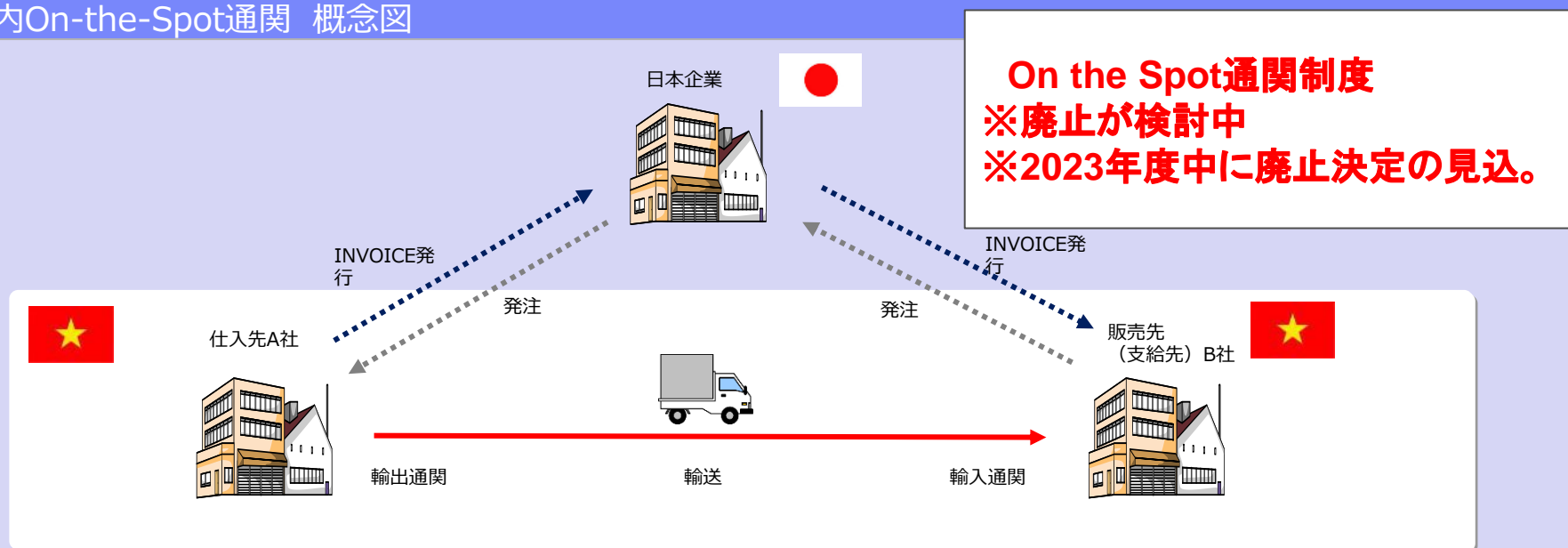
例：EPE/輸出製品免税制度：原材料＝輸入が必要、製品＝輸出が必要。

ベトナム国外に商品を輸出せずに、海外企業が商流に入る為には、ベトナム国内の保税制度の利用が必要となる。

① On-the-Spot通関を利用する方法

② 保税倉庫を利用する方法

## ベトナム国内On-the-Spot通関 概念図



### 特徴

- 実際に国外に物品を持ち出すことなく海外決済が可能。
- 仕入れ先は、外国企業に販売する金額に基づいてINVOICEを発行し、輸出申告を管轄の税関で行う。
- 販売先（支給先）は、外国企業からのINVOICEに基づいて輸入申告を管轄の税関にて行う。  
 （無償支給であれば仕入れ先のINVOICEをそのまま使用することも可）

### 留意点

- 輸入通関側の税関の要求で、輸出側の販売価格が記載されたVAT INVOICEの提示を求められることがある。  
 （仕入れ価格の販売先への漏洩の可能性） ※VAT INVOICEとはベトナム税制上、販売時に必ず発行する正式領収書のこと。
- 外国側企業が1社以上の場合、企業間の関係がわかる書類（4者間契約等）を税関に求められることがある。
- ベトナム国内で物品は移動するが、輸入申告時は輸入税の対象となる。
- 販売の場合（無償支給等は除く）は、**外国契約者税**（後述）の対象となる。

# On-the-Spot通関制度廃止の経緯(概略)

## ■ 2022年10月 ビンズン省税関からハノイ税関総署に質問票提出

### 1) 質問票 「On-the-Spot通関制度の下記規定が守られていないが問題ないか？」

「On-the-Spot通関制度規定」※概略です

① **ベトナムに拠点の無い海外企業のみ** 制度利用が可能。② **海外企業と親子関係でない企業** は制度利用が可能。

### 2) ハノイ税関総署からの返答

「規制内容に基づくべき。今後どうするかは検討」

### 3) 各税関の対応

① 規定にしたがいOn-the-Spot通関制度を認めない。

※対応方針は上記でも税関側でチェックが出来ず、制度利用が出来るケース多数。

② 親子関係でなければ、引き続きOn-the-Spot通関制度

③ ハノイ税関総署が「検討中」のため、結果が出るまでは従来通り制度継続。

※ **管轄税関により対応が分かれたことから、混乱が生じる原因となる。**

## ■ 2023年6月ハノイ税関総署からレターが発行。

**「On-the-Spot通関制度については廃止する方向で検討する。」**

税関だけではなく、商工省等の他省庁の意見をヒアリングし、最終決定をする。

### 1) 各税関の対応

廃止検討であり、廃止が決定していない状況だが、「On-the-Spot通関制度」の申告自体を受けない対応を開始。

引き続き「On-the-Spot通関制度」の申告を受ける税関もあり、**管轄税関により対応が分かれたことから、混乱が生じた。**

※ **ただし現在は「On-the-Spot通関制度」の申告自体を受けない税関が大多数。**

## ■ 今後の見通し(財務省案)

廃止については同意。規定に該当しない企業(ベトナムに拠点の無い海外企業)については、1年間の猶予期間を与える。

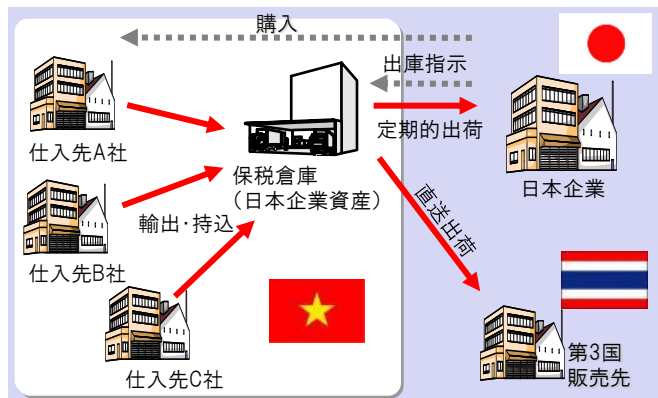
⇒ **上記財務省案で決定される見込み。現在の情報では2023年12月末に廃止が正式決定される見込み。**

**代替スキームは保税倉庫を経由するか、海外企業は商流に入らず、国内販売をするかのみとなる。**

## ベトナムは比較的非居住者が保税倉庫を利用してビジネスを行いやすい環境

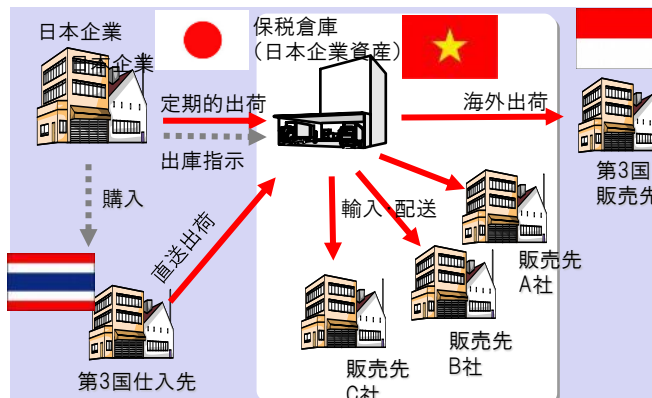
【代表的な保税倉庫の活用例】

### ベトナム調達品ストック日本へ輸入



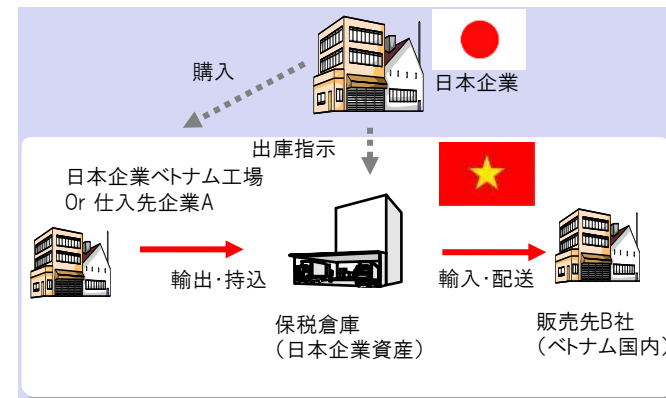
- 保税倉庫内で、日本の企業名義にて在庫管理が可能
- 日本企業からの出荷指示に基づいて、貨物を集約、コンテナ手配
- 倉庫入庫後でも複数の向け地への仕分け可能
- 日本の保管料負担を、安値なベトナム倉庫で軽減

### 海外調達品ストックベトナム



- 保税倉庫内において、日本の企業名義にて在庫管理が可能
- 在庫があれば、在ベトナムのお客様へオーダー後に迅速なお届けが可能
- ベトナムに法人を持たないサプライヤーやベトナム工場の在庫負担を減らしたい製造メーカーが本社資産として保管しておくのに最適。

### ベトナム国内みなし輸出入



- ベトナム国内の物流で日本企業が決済に絡む場合
- 一度、日本等海外に出荷しなくてもよく、海上・航空輸送等のコスト節約
- ベトナム国内調達先にとっては輸出した事になる

### 特徴

- 最大2年間（1年+延長1年）保税貨物として保管可能。
- 仕分けや梱包などの作業は可能。付加価値がついたり、HSコードが変わるような流通加工はできない。

### 外国契約者税 (法人税)

保税倉庫を利用して、ベトナム国内の企業に販売した場合は、外国契約者税としてみなし法人税1%が販売価格に対して課税されることに注意が必要。（海外への販売に対する課税は現時点では無い）

**外国契約者税**は、源泉税でベトナム国内の販売先が代理納税することになる（直接方式）。

商品代金の海外送金から10日以内の申告・納税が必要。

⇒後々のトラブルを避けるためにベトナム側の販売先と契約前に認識の共有が重要

日越租税条約に基づき、外国税控除の適用が日本で受けられる可能性あり。



## 4. ベトナムの通関制度

- ・ 免税、減税制度
- ・ その他中古機械輸入規制

## EPE (輸出加工企業) Non-EPE (一般製造業) の各特徴

### EPE (輸出加工企業)

#### 1. 固定資産(製造設備)

**基本的に全ての輸入関税・VATが免税**  
(製造設備・材料・消耗品・サンプル等)  
※クーリエにて簡易通関をした無償貨物を除く

#### 2. 製造に使用する材料について

**輸入関税・VATが免税**  
※毎年税関への在庫報告義務有り。

#### 3. ベトナム国内企業 (EPEを除く) との取引

**輸出入取引となり税関申告が毎回必要。**

※EPEは輸出加工の為の優遇政策  
ベトナム政府にて、国内向けの販売比率の制限を設けるべきかの改正議論が行われている。

※EPEの製品販売はVATが非課税取引  
ベトナム国内でVAT10%で購入した物品・サービスの仕入れVATは控除・還付ができない。

### Non-EPE (一般製造業)

#### 1. 固定資産(製造設備)

**優遇税制に適合すれば輸入関税の免税が可能。**  
**輸入時のVATは課税される。**  
※**設立時、増資時のみ。**

#### 2. 製造に使用する材料について

・ **輸出製品製造用材料の免税制度**  
・ **委託加工の免税制度**  
**上記利用で、輸入税・VATが免税となる。**

※課税材料とは分けて管理する必要有り。  
※毎年免税材料の税関への在庫報告義務有り。

・ **FTAを利用した関税の低減**  
VATは支払いが必要だが、製品を輸出する場合は、輸出に応じ、仕入れVATの還付が可能。

3. ベトナム国内企業 (EPEを除く) との取引  
**税関申告は不要。(輸入時に申告済みの為)**

**輸出100%の製造工場であっても必ずしもEPEを選択することもない**

ベトナムにおける加工・組立後に輸出製品を製造するうえでの材料の免税方法は大きく分けて下記3通りである。

## ①会社のステータスがEPE

輸出加工企業（EPE）として認可を受けた企業は、基本的に輸入関税・VATは免税。EPEの場合は材料だけでなく、機械設備、消耗品等も免税で輸入が可能である

## ②輸出製品に使用する材料免税

EPEではない製造業であっても、材料を輸出製品の製造用に海外から仕入れる場合は、輸入税の優遇制度がある。輸入申告時に輸出品製造用の材料として輸入申告をし、輸出後に還付を受けるカタチが一般的であったが、**輸出入税法の改正により2016年9月1日から、免税扱い（期限なし）**となった。

## ③委託加工輸入材料免税制度

ベトナムの企業が外国の企業との委託加工契約（加工賃決済）において材料の支給を受ける場合の輸入関税・VATは免税となる。管轄税関に対して委託加工契約書を、最初の輸入の前に登録をする。契約完了後に、余剰材料は清算処理が必要であり、再輸出、廃棄、新しい契約へ持ち越す、内貨にする（税金を払う）等の選択をする。

適用を受けるためには、輸入者である工場が、管轄税関に対して輸出製品用の製造を行う工場の登録をする必要がある。組織（組織体系、工員数など）、設備リスト、給与の支払い、社会保険の納付状況に関する書類を提出し、実地監査を受ける。**能力・実体のある工場かどうかの観点で審査される。**

**2018年の改正税関手続きの通達（39/2018/TT-BTC）により、EPEも最初の輸入時まで登録をすることが義務付けられた。**

EPE  
(輸出加工企業)

①EPE企業の輸入材料免税制度

③委託加工契約における  
輸入材料免税制度

Non-EPE  
(非輸出加工製造業)

②輸出製品製造用の  
輸入材料免税制度

各輸入材料免税制度の体系概念図

## 投資案件に対しては、固定資産（製造設備）の輸入が免税になる優遇あり

\*\* (輸出加工企業「EPE」の場合は本制度に関わらず免税扱い)

### 1 投資優遇の適用となる事業・地域の確認

Decree 118/2015/ND-CPに掲載のリストにて確認。  
投資認可機関にも合わせて本投資が投資優遇に該当するかを確認。

### 2 投資申請書類に、輸入予定の設備を記載

固定資産の免税申請においては、投資申請時に作成する、投資提案書も提出する。投資提案書に記載のある設備が基本的に免税申請の対象となる。

### 3 省レベルの税関局へ免税申請

輸出入税法細則のDecree 134/2016/ND-CPに従って書類を用意（設備リストの作成など）、工場所在地の省を管轄する税関に申請する。

### 4 登録完了

申請が承認されたら、実際に機械の輸入時は所轄の税関において、輸入申告を行う。  
免税申請時に作成した追跡台帳により、輸入毎に消込みを行う。

## 注意事項

### 輸入前の免税申請が必要 輸入後の還付は不可。

投資または投資拡大時（増資時）の書類内容に基づいて、免税の審査が行われるので、予定のなかった機械の免税は認められない可能性がある。

実際の輸入時と名称などが異なる場合は適用できない場合もあるので、極力計画的に品名などを合わせておく。

対象は固定資産の中でも、製造機械のみ。  
金型等機械的な機能が認められない場合は免税の対象外。

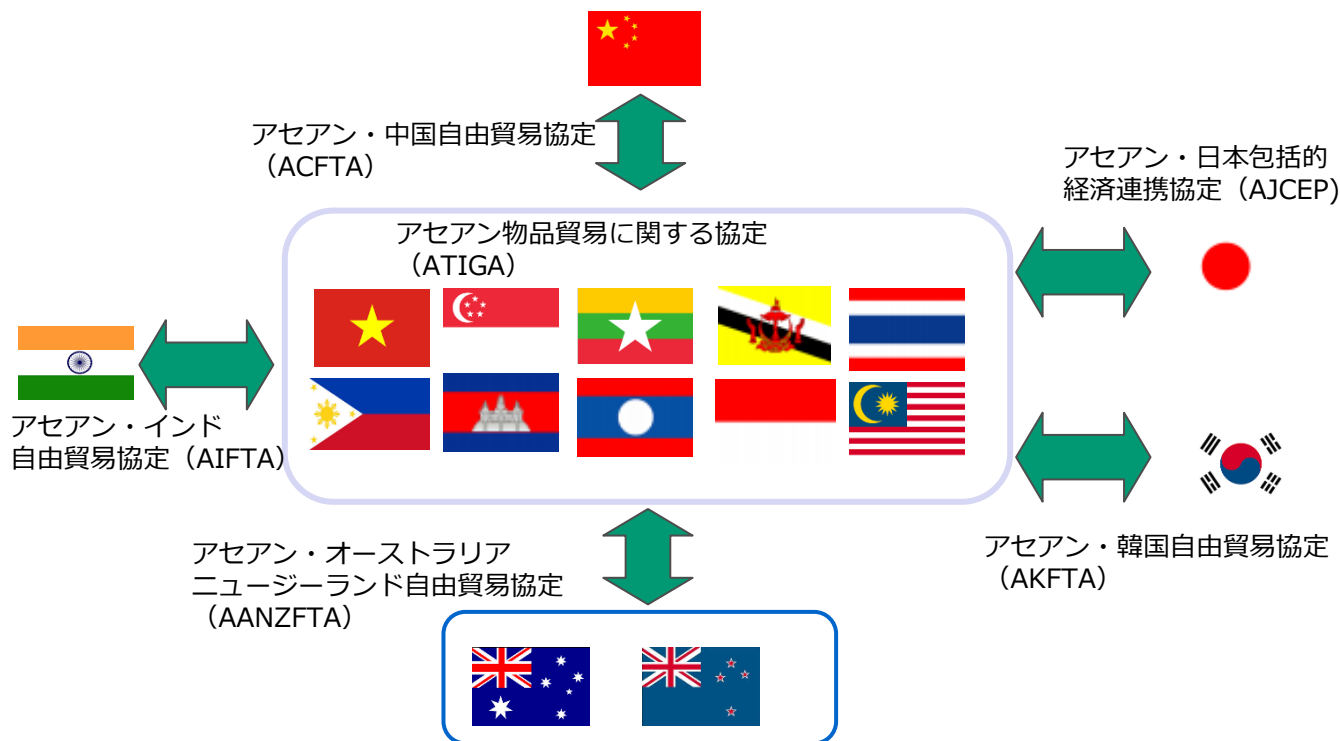
## 輸入後の報告

毎年1回、  
免税輸入した固定資産の使用状況を税関に報告をする。  
会計年度終了後90日以内。

財務省Circular 38/2015/TT-BTCのフォーム  
17/BCKT-NKMT/TXNKを使用。

## ベトナムの自由貿易協定締結状況

### ASEANと各国との協定



### ベトナム単独での協定



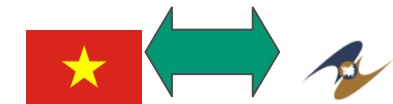
日越経済連携協定 (VJEPA)



ベトナム・チリ自由貿易協定 (VCFTA)

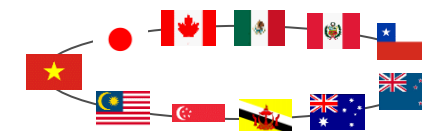


ベトナム・韓国自由貿易協定 (VKFTA)



ベトナム・EAEU自由貿易協定 (VN-EUEA FTA)

\*EAEU：ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス



環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

\*ニュージーランド、シンガポール、メキシコ、オーストラリア、カナダ、日本、ベトナムが現時点での発効国

### その他ベトナム (アセアン) の自由貿易協定

- ・ベトナム-EU
- ・ベトナム-EFTA
- ・アセアン-EU
- ・アセアン-香港
- ・ベトナム-イスラエル
- ・RCEP
- ・CPTPP

旧中古機械輸入規制（23/2015/TT-BKHCHN）に代わる、新規制・首相決定18/2019/QĐ-TTgが2019年4月19日に公布され、2019年6月15日から施行された。

## 旧規定との大きな違い

- ・輸入条件について技術ラインと機械設備で区別化  
→技術ラインについては年数制限が廃止された
- ・年数制限を越える機械設備の輸入方法の統一並びに明確化  
→新規投資、投資拡大時という条件並びに投資認可機関への申請がなくなり、**科学技術省（MOST）への嘆願へ一本化**された。また嘆願手順、必要書類も明確化された。
- ・**製造から10年を超えた機械設備は輸入不可だったが、例外規定として、**  
一部特定の分野に属する**特定の機械設備**については、**年数制限が別途設けられた。**
- ・**販売目的の中古機械は輸入は不可となった。**

## 対象となる中古機械・技術ライン

84類・85類の属するアイテム（輸入禁止品に規定されているもの以外）  
中古機械の定義：**出荷後に組み立てや運転がなされた機械・設備、技術ライン**

対象にならない中古機械・設備、技術ラインは下記の通り

- ・積み替え貨物
- ・港・国境間輸送貨物
- ・商業用一時輸入再輸出貨物
- ・その他の一時輸入再輸出貨物  
（委託加工契約に基づく貸与機械の輸入、投資事業を実行するために生産・施工に使用される機械以外）
- ・外国との修理・メンテナンスサービス契約の実施の場合
- ・輸出加工区、輸出加工企業同士の取引、また国内企業への譲渡
- ・委託加工契約完了後に異なる委託加工契約に移管されるもの、異なるファイナンシャルリース契約への移管、一時輸入中契約完了後に再輸出せずにそのまま国内企業が保持する場合（目的変更）、委託加工を受託している企業から他の委託加工を受託している企業への移管
- ・国内生産できない科学研究および技術開発活動に寄与するもの、専門管理の各省の要求に従って治安、国防に寄与するもの。
- ・各省庁が管理する安全性に悪影響を及ぼす可能性のある製品・商品リスト（製品商品品質法に従って各省庁から公布されている第2グループ製品リスト）の貨物
- ・各省庁にて管理する、特定の分野の貨物（←具体的になにが対象になるかは不明）

## 特定の産業に属する機械の年数制限 附則 1

019/QĐ-TTg 附則 1 特定分野に属する特定の機械の製造年数制限		
品名	HS Code	年数
<b>1)機械エンジニアリング工作分野</b>		
カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	8420	20
転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金又は金属鑄造に使用する種類のものに限る。）	8454	20
金属圧延機及びそのロール	8455	20
レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械	8456	20
金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	8457	20
旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	8458	20
金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）	8459	20
研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	8460	20
平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	8461	20
鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	8462	20
その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	8463	20
機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	8479	20
<b>2)木材生産および加工の分野</b>		
乾燥機：木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	8419.32	15
木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	8465	20
プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	8479.30	20
<b>3)紙パルプ製造分野</b>		
繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	8439	20
製本用機械（製本マシンを含む。）	8440	20
その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	8441	20



## 1. 直近の動き

コロナ禍で税収が減少したことから、税収を増やす方向で検討がされている。

- ① 免税品の管理についての厳格化。
- ② EPE企業、免税制度の監査の厳格化
- ③ 免税制度の見直し(On-the-spot通関制度の廃止)

## 2. ベトナムの通関について

- ① 通関実務について、税関担当者の融通が利かない印象有り。
- ② 管轄税関により対応が変わるケースがある。
- ③ 多くの規定があり、通関・保税・外資系企業と対象毎に規定が別れている為、複数の規定を理解する必要がある。

## 3. その他

- ①環境・安全等の規制が、欧米の規制を参考に作られているため、現実と規定が合わないケース有り。

例：工場建設材料がベトナムで製造されていない商品が指定されている等。

- ②行き過ぎた規制については、変更がされるケースも多くある。
- ③経済環境に応じて、VATの税率調整がされるケース有り。

**工業団地、コンサルティング、物流会社等から複数情報を取り、判断をして行く必要あり。**

中国

山九東源国際  
 広州山九物流  
 上海経貿山九  
 江蘇山九物流  
 青島山九亚太物流  
 青島JSD

大連山九国際物流  
 北京山九物流  
 上海山九設備安装工程  
 太栄山九国際物流(韓国)  
 山九昭安国際物流(台湾)

東南アジア

山九インドネシア  
 山九シンガポール  
 山九マレーシア  
 山九タイ  
 山九レムチャバン

**山九ベトナム**  
 山九インド  
 山九マンモート  
 山九東南アジアホールディングス

米欧州・中東

山九ブラジル・山九ロジスティクスブラジル  
 山九ユー・エス・エー  
 山九メキシコ  
 山九ヨーロッパ  
 山九サウジアラビア  
 山九ARCCサウジアラビア

● 赤丸: 現地法人・支店  
 ● 青丸: 提携会社



**ベトナムでの物流・エンジニアリングのご相談お受けいたします。**

**SANKYU (VIETNAM) CO.,LTD. SALES & MARKETING DIVISION**

**廣田 弘毅 (Koki Hirota) E-mail [khirota@sankyuvn.com](mailto:khirota@sankyuvn.com) 携帯 : +84-931-168-439**